

ワンポイントアドバイス

給与か外注費か!

消費税課税事業者にとって、課税仕入れになるかならないかは大きな問題です。

理由は消費税の納税の仕組みが「課税売上（預った消費税）より、課税仕入れ（支払った消費税）を差し引き、差額を納税」という基本によります。

当然給与は課税仕入れにはなりません、外注費は課税仕入れとなり、納付すべき消費税額は少なくなります。

以下に外注費と給与の取扱いを説明します。

外注費として取扱い

本人が事業者として自己の計算において独立して事業を行う

(1) 契約内容は他人の代替が不能

(2) 仕事の遂行に当り、個々の作業について指揮監督を受けない

(3) 引渡し完了の物件等が、不可抗力によって滅失した場合であっても、その者が権利としての報酬等の請求ができる

(4) 請負による報酬を対価とする役務材料及び用具等は本人負担（請負契約、請求書、領収書の保管）

給与として取扱い

他の者の計算により行われる事業に役務を提供する

契約内容は他人の代替が可能

仕事の遂行に当り、個々の作業について指揮監督を受ける

※左記(1)～(4)は消費税法基本通達に基づく区分として表示

役務の提供に係る材料、又は用具・交通費・厚生費・保険料等を提供又は供与

上図の判定事項は、一つの目安であって、これらを総合勘案して実態に即した判定をすることが必要です。



9月の花 スイレン

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL : 06-6313-1369 まで

お問い合わせください。